

利用規約等の策定方針について（案）

令和 2 年 9 月 1 4 日
事 務 局

1. 利用規約等の全体像

○センターの適切な運営を確保するため、センター運営者（国）は、運営委員会の議を踏まえて、以下の規程を整備していく必要がある。

－利用規約（ビジネス渡航者等※1 向け）

－利用規約（参加医療機関※2 向け）

－プライバシーポリシー（上記各利用規約の付属文書としての個人情報保護規程）

－運営規程（センター運営にあたっての自己規律）

※1 以下単に「渡航者等」という。

※2 登録医療機関のうち、センターへの参加を希望する医療機関をいう。以下同じ。

○上記の利用規約等について広く一般に公開し、センターの透明性・公正性の確保に努める。

○なお、今後進める作業の中で、新たな論点が生じることも想定されるため（例えば、デジタル証明を行うに当たってセンターが保有する情報の管理や選手団など大口検査ニーズへの対応）、必要に応じて、次回以降の運営委員会においても、追加の議論をお願いしたい。

2. 本資料の構成

○資料 3－1 センターの利用規約等の全体像（本資料）

○資料 3－2 センターの利用規約に関する論点

○資料 3－3 センターの運営規程等に関する論点

○資料 3－4 第 1 回委員会における橋本委員ご提案について（事務局回答）

○参考 プライバシーポリシー

センターの利用規約に関する論点

1. 構成

○渡航者等、参加医療機関は、それぞれセンター運営者（国）とセンターの利用規約に合意した後に、センターの利用を開始する。

○利用規約は、以下の構成としてはどうか。なお、規約の内容については、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の趣旨、内容と整合的なものとするよう、適切に配慮する。

- ✓ 利用規約の適用範囲（本規約はセンターが提供するサービスの利用に対して適用される）
- ✓ 利用規約への同意（サービスを利用するためには本規約への同意が必要）
- ✓ センターが提供するサービスの範囲
- ✓ 利用者（又は参加医療機関）の遵守事項及び禁止行為 →論点①
- ✓ 利用者（又は参加医療機関）のセンター利用停止措置 →論点②
- ✓ センターの利用が可能な時間
- ✓ 特定の検査手法の需給が逼迫する場合における優先予約枠の設定
- ✓ 知的財産権の取扱い（センター運営者が提供するプログラムやマニュアル等の著作物はセンター運営者に帰属）
- ✓ 個人情報の取扱い（詳細はプライバシーポリシーで規定）
- ✓ センターに対する免責事項 →論点③
- ✓ 規約の変更 →論点④
- ✓ 準拠法及び合意管轄

2. 主な論点

論点① 遵守事項及び禁止行為

(i) ビジネス渡航者等による渡航先国の情報確認

●ビジネス渡航者等向けの利用規約において、遵守事項として、渡航先国の情報についてはビジネス渡航者等自身の責任で確認することを規定。

(ii) 参加医療機関による渡航者等に対する情報提供

- ビジネス渡航者等が適切に参加医療機関を選択し、かつ、参加医療機関にとってもビジネス渡航者等からの問い合わせへの対応等の業務負担を低減する観点から、参加医療機関が、センターのシステム上において予め提供する情報は原則として次の事項としてはどうか。また、これら情報については、提供を必須とし、一律で公開するとともに、原則として、その不掲載を禁止行為としてよいか。

- ・ 医療機関名（和・英）、医療機関所在地（和・英）、電話番号、ウェブサイトURL、営業時間、日本語以外の対応言語の有無

- ・ 検体採取方法（唾液、鼻咽頭又は鼻腔）

※注 検体採取場所については、出国時PCR検査の趣旨を踏まえ、出席者本人に対する検査であることを確保する観点から、医療機関内における検体採取のみを適当なものとし、自宅その他医療機関の管理下ではない場所で採取した検体に対する陰性検査証明は不可とする（参加医療機関の禁止行為においても同旨を記載）。

- ・ 検査手法（核酸増幅法（PCR法、LAMP法、TMA法）、抗原検査（CLEIA法）等）

- ・ 検体採取方法及び検査手法毎の検査実施可能件数のうち、センターの利用に供する数（原則として1時間毎。なお、参加医療機関の選択によって、午前・午後といった単位時間における表記も許容するかについては検討する。）

- ・ 検体採取から検査証明発行までの標準所要時間（曜日毎、実績値）

- ・ 検体採取当日における検査証明発行の可否

- ・ 検査証明が対応可能な日本語以外の言語

- ・ 検査証明の受取方法（対面・メール）

- ・ 検査証明発行に要する価格※

※注 証明書の枚数や言語に依って価格が異なる場合、初診・再診によって価格が異なる場合、一定条件下で割引がある場合などのパターンが考えられることから、自由記述とする。

- ・ キャンセルポリシー※

※注 価格と同様に、複数のパターンが考えられることから、自由記述とする。また、検査予約の行政検査又は医療のための転用等の不測の事態によりキャンセルする可能性がある場合は、その旨も併記することを推奨する。

- 上記のほか、参加医療機関が任意に利用者の選択に有用な情報を提供することを可能としてよいか（例：渡航先に応じて必要となる予防接種に関する情報提供）。

（参考）参加医療機関の禁止行為

（前回委員会で御議論いただいたものに上記を追加）

- ・ I D ・ パスワードの無断譲渡、管理者以外への共有
- ・ 予約可能枠や検査費用等のビジネス渡航者等が参加医療機関を選択する上で重要な事項等について、事実と異なる情報又は不正確な情報をセンターに登録すること
- ・ 自宅その他参加医療機関の管理外における検体採取を基礎とする証明発行
- ・ その他、センターの運営に関する法令違反を招来し、又は公序良俗に反すると認められる行為

論点② 利用停止措置について

- センター運営者は、禁止行為を行ったと認められた渡航者等・参加医療機関に対して、センターの利用を2週間の間停止させることができるとしてはどうか。また、禁止行為が繰り返されることを抑制する観点から、2回目以降の利用停止措置については、措置の期間を3ヶ月としてはどうか。

※利用停止措置を発動するまでのプロセスについては別途、運営規程に規定。

論点③ 免責事項について

（ⅰ）免責条項

- センターの業務に起因する賠償責任については（少なくとも現時点では）利用の対価を徴収していないこと、PCR検査に関する各国の動向が流動的であること、センターの設置までに十分な準備期間を確保することが困難であること等を考慮する必要がある。これらの事情を踏まえ、センター運営者における一定の過失の存在が否定されないと考えられる場合であっても、センター運営者が免責されるべきケースとして、例えば、次のような事項が考えられるのではないかな。

その上で、これらについてセンター運営者が免責されるように所要の規定（いわゆるサルベージ条項も考えられる）を利用規約に規定することとしてはどうか。

なお、今後のセンターの業務開始後の運営実態を踏まえて、随時、本委員会での議論を経て、当該免責事項を追加、改廃してはどうか。

事例1 渡航先国の政府が検査証明の要件を変更し、センター運営者がシステム上でその変更内容を反映しなかったことにより、ビジネス渡航者等が適切な検査証明を入手できず、渡航先国に入国できなかった場合。ただし、渡航先国の政府が変更情報を一般に開示してから1ヶ月以上経過したにも関わらず、センター運営者が変更を行わなかったことが立証された場合を除く。

※注 最終的な要件確認は渡航者等において行う旨を規定予定。

事例2 センターのシステム上に不具合が発生し、ビジネス渡航者等の予約申請が適切に参加医療機関に伝達されなかった結果、ビジネス渡航者等が適時に検査を受けることができなかった場合。

※注 予約確認（予約確認メールなどの利用を想定）は、ビジネス渡航者等が適時に行うことを想定。

事例3 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づき、センター運営者が、参加医療機関に対して、予約の取消し又は変更を依頼し、参加医療機関がこれに応じ、渡航者等に対する予約を速やかに取り消したことによって、ビジネス渡航者等が受検できなかった場合。

※ この場合、センター運営者は、予約を取り消されたビジネス渡航者等に対して他の参加医療機関の予約枠を案内するなどして、ビジネス渡航者等に一方的な受忍義務が課されることがないように配慮する。

●なお、次の事項については、センター運営者の責任範囲外又は帰責事由がセンターにないものと考えられるため、その旨確認規定として利用規約に記載してはどうか。

事例1 ビジネス渡航者等又は参加医療機関が、予約の変更又は取消を適時適切に行わなかったことにより相手方に損害を与えた場合。

事例2 参加医療機関がビジネス渡航者等の検査結果を漏洩し、又は、ビジネス渡航者等が参加医療機関の信用を損なう情報を流布するといった一方当事者の行為であって、センターの業務範囲外の行為によって、相手方に損害を与えた場合。

事例3 自然災害や戦争等によるシステム障害等、不可抗力によってセンター運

営者が管理するソフトウェアその他の設備に障害が生じ、それによりビジネス渡航者等又は参加医療機関に損害が生じた場合。

事例4 渡航者等又は参加医療機関が保有する電子デバイスにおけるソフトウェアの瑕疵に起因して渡航者等又は参加医療機関に損害が生じた場合。

事例5 利用停止措置により、ビジネス渡航者等や参加医療機関に損害が生じた場合。

(ii) 責任制限条項

- 仮に、センター運営者が多額の損害賠償義務を負った場合、センターの運営継続に支障が生じることが懸念されることから、本利用規約において、直接損害（債務不履行の事実によって、通常予見しうる範囲の損害）のうち、検査費用相当額（具体的には、保険診療において検査を受診する上で必要とされる価格（保険診療点数 1,800 点（18,000 円相当））を参考として決定）のみを損害賠償の上限額としてはどうか。

(iii) 参加医療機関の免責

- 下記の事項については、検査を実施した参加医療機関は、個別具体的事情を踏まえた裁判所の判断にもよるが、一般論としては、当該ビジネス渡航者等に発生した損失について責任を負わないと考えられるのではないか。これらの事項は、本来、参加医療機関と利用者の間で合意されるべき事項であるが、この旨を利用規約又はウェブサイト上に明記することをどう考えるか。

事例1 ビジネス渡航者等が、PCR検査等で「判定不能」の結果を受けたことにより、再検査が必要になった場合。

事例2 ビジネス渡航者等が、参加医療機関による検査において陰性と診断された後、入国時の検査において陽性と診断され、入国ができなくなった場合。

事例3 参加医療機関が、予測困難な事態等より、センターに登録されている標準所要時間以内に検査証明を発行できなかった場合。

論点④ 規約の変更について

- 規約の変更内容が相手方の一般の利益に適合する場合には、ウェブサイト上で変更の内容を通知し、変更後の規約の効力が発生する年月日を明記することとして

かどうか。また、参加医療機関に対してはメールにて変更の旨を通知してはどうか。

- 一方、変更内容が相手方に不利益をもたらすものである場合には、ビジネス渡航者等・参加医療機関に対してメールにて変更の旨を通知するとともに、変更に同意できない場合にはセンターの利用を取り止めることができることや、変更の効力発生までに猶予期間を設けること等の追加的な措置を行ってはどうか。

以 上

センターの運営規程等に関する論点

1. 構成

○センターの運営規程は、センターを適切に運営する上で必要となるルールを定め、センター運営者はこれに則って活動する。なお、運営規程の細則として、センター運営者が定めたマニュアル※によることとし、運営規程はマニュアルと一体で解釈されるものとする。

※必要に応じて、運営委員会に付議。

○運営規程は以下の構成としてはどうか。

- ✓ 運営規程の目的
- ✓ 運営にあたっての原則（透明性・公正性の確保）
- ✓ センターの運営業務
 - ・ 検査予約の仲介 →論点①
 - ・ 検査等の需給の安定化 →論点②
 - ・ 利用停止措置の発動 →論点③
- ✓ 運営管理体制（責任者の設置、体制の整備等）
- ✓ システム・情報の保守管理、セキュリティの確保
- ✓ 緊急時の対応

2. 主な論点

論点① 検査予約の仲介（システムにおける表示順）

●システム上における表示順については、検査価格、住所（又は鉄道路線）、検査枠数又は証明発行のための所要時間、即日証明発行の可否等から利用者が選択することとする。

ただし、鼻咽頭PCR検査等、供給量が限定的である検体採取方法・検査手法については、需給を確実にマッチングさせる必要があることから、ビジネス渡航者等が入力する渡航先国の情報に応じて、供給量に余裕がある検体採取方法・検査手法が優先的に表示されるような工夫を行うことも引き続き検討する。

論点② 情報の提供・開示について

- 地域によっては参加医療機関が少なく、利用者の利便性の観点から課題があることを踏まえ、以下については、毎月1回程度、統計情報として、センターが情報発信を行うこととしてはどうか。
 - ・地域ごとの参加医療機関の件数、検査実施可能件数、検査費用
 - ・地域ごとの予約状況（空き枠の割合の表示）
 - ・検査実績

論点③ センター運営者による利用停止措置について

- センター運営者が禁止行為を発見した場合又はセンター運営者に対して禁止行為に関する通報があった場合、センター運営者は、禁止行為を行ったと認められる渡航者等又は参加医療機関について、遅滞なく調査を行い、禁止行為が認められる場合には、利用停止措置を行うこととしてはどうか。
- また、センター運営者は、利用停止措置を行った者について、その措置の理由とともに、毎月1回を目処に、経済産業省に報告を行うこととしてはどうか。経済産業省は、その利用停止措置の状況を定期的に運営委員会に報告するものとする。
- 利用停止措置を受けたビジネス渡航者等・参加医療機関は、センター運営者が設置する窓口に対して、異議申立てを行うことができることとしてはどうか。受け付けた異議に係る処理方法については、当面のセンターの運営状況等を踏まえ別途検討していくこととしてはどうか。

以 上

第 1 回委員会における橋本委員ご提案について（事務局回答）

令和 2 年 9 月 1 日、第 1 回海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において、橋本委員より空港デスクでの検査証明書発行、受け取りについてご提案いただいたところ、下記事務局としての考え方をご報告することとしたい。

1. 制度上の見解

○検査結果について診察を行った医師が検査証明書にサインを含めて記載をするとは必須。

○他方、空港等で当該医師以外の方から渡されることは特段問題ない。

2. 運用面の課題

○現状は検査証明書については紙媒体での発行が前提であり、空港で受け取るとしても医療機関から空港に輸送する必要があるが、時間の観点から現実的ではないと思われる。

○そのため、空港デスクでの検査証明書受け取りについては、デジタル証明書発行の検討の際に併せて検討することとしたい。

以 上

プライバシーポリシー

○センターのプライバシーポリシーは、センターにおいて取り扱われる個人情報の範囲を規定し、個人情報の利用目的等を定める。センター運営者、ビジネス渡航者等、参加医療機関はこれに則って個人情報を取り扱うこととし、本ポリシーは、利用規約及び運営規程等と一体で解釈されるものとする。

○プライバシーポリシーの詳細については、今後検討を行っていくが、現時点では以下の構成とすることを想定。

- ✓ ポリシーの適用範囲
- ✓ 取得する情報の範囲
- ✓ 利用目的
 - ・アカウント登録・本人確認のため
 - ・予約サービスの提供・維持・利用状況の分析・発信のため
 - ・供給量調整に係るサービスの提供・維持・利用状況の分析・発信のため
 - ・各種通知・連絡・案内・問い合わせ対応のため
 - ・法令違反行為・利用規約違反行為への対処のため
- ✓ 利用制限・提供制限
 - ・目的外利用・第三者提供の禁止
 - ・法令での開示請求・提供依頼があった場合の開示
 - ・運営者が業務の一部を委託する場合の提供